

委員会提出第二号議案

大分県議会議規則の一部改正について

大分県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月十四日提出

議会運営委員長

志

村

学

大分県議会議規則の一部を改正する規則

大分県議会議規則（昭和四十年大分県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二百二十条第二項を次のように改める。

2 議事は、録音その他議長が適当と認める方法によつて記録する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

理 由

会議録の記録方法に係る規定を整備したので提出する。